

転職活動の長期化で 転職者の気持ちは？

◆ 転職活動期間が長期化 傾向に

株式会社リクルートが発表した「転職者の動向と意識に関する調査」(2010年7~9月期)の結果を発表しました。

この結果によれば、労働者の平均転職活動期間が調査開始以来最長の「5.7カ月」となったそうです。

◆ 転職者の活動状況

転職者の活動状況について、まず「応募する会社の数」については平均で23.4社となっています。転職先の業種別にみると「IT・通信系」の29.5社、職種別にみると「技術系(ソフトウェア・ネットワーク)」の30.4社が最多となっています。

次に「前職を辞めたタイミング」については、「転職先が決まる前に」が67.2%、「転職先が決まってから」が26.3%となっています。

そして、「転職活動の期間」については、調査開始以来、最長の平均5.7カ月となりました。転職先の業種別にみると「商社系(電機・電子・機械系)」の8.6カ月、職種別にみると「技術系(電機・電子・機械

系)」の7.2カ月がそれぞれ最長となっています。

◆ 転職者の気持ち

この調査では、転職が決まった人に対して最後に「転職活動を終えた今の気持ち」という質問をしています。その中からいくつか挙げておきます。

- ・「自分が新たな道で、新しい可能性を見出せる職場に出会えることができて、本当に転職をして良かった」
- ・「終わったというより、これから始まるという気持ち。ホッとするものの、より緊張する」
- ・「非常に厳しい現状を再認識した。これを良い経験とし、さらに頑張りたいと思う」

社員は「働きがい」を感じているか？

◆ 「働きがいに関する意識調査」の結果

株式会社NTTデータ経営研究所では、今年9月に「働きがいに関する意識調査」を行い、先日その結果が発表されました。

この調査では、「働きがい」、「働きを高める要因/障害する要因」、「心の疲弊感」などに関する質問を行っています。

◆ 「働きがい」は低下傾向に

まず、「現在、働きがいを感じていますか」との質問では、「感じている」(13.0%)との回答と「やや感じている」(39.4%)との回答を合わせると、52.4%の人が働きがいを感じていることがわかりました。

しかし、3年前と比べて「働きがい低くなった」と感じている人(44.8%)は、「働きがいが高まった」と感じている人(22.5%)を大きく上回っています。

◆ 何が働きを高め、障害しているか

働きがいを感じているグループにおいて「働きを特に高める要因」について、「仕事の価値の実感」(91.7%)、「仕事を通じての成長実感」(87.9%)、「仕事を通じての力の発揮」(86.3%)、「仕事に適性に合っている実感」(85.5%)、「仕事を通じた達成感」(78.2%)が上位を占めました。

逆に、働きがいを感じていないグループにおいて「働きを特に障害する要因」について、「会社での将来のキャリアイメージが描けない」(91.7%)、「会社では創造的な仕事を促す環境作りがない」

(86.1%)、「会社の仕組み・制度・組織が整備されていない」(79.9%)、「会社の経営陣による折に触れたビジョンの発信がない」(78.6%)、「会社の将来性がない」(78.4%)が上位を占めました。

◆ 社員の「モチベーションアップ」

また、「今の仕事をする中で、心の疲弊感を感じていますか」との質問に対しては、「心の疲弊感を感じている」と答えた人が約7割(69.7%)いることが明らかになりました。

会社全体として、社員一人ひとりの「モチベーションアップ」に貢献できることはいないかを考えてみることも大事ではないでしょうか。

□ ■ 最近の動き

□ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □

● 再就職手当の支給率5~10%引上げを検討 厚労省(12月9日)

厚生労働省は、現在は失業手当の残りの受給日数分の40~50%相当額を支給している「再就職手当」について、来年度にも支給率を5~10%程度引き上げることを検討していることを明らかにした。

● 成人の約7割が「メタボ対策・体重管理」を意識(12月8日)

厚生労働省は、2009年の「国民健康・栄養調査」を発表し、成人男67.8%、成人女性75.6%がメタボリックシンドロームの予防・改善のための体重管理を意識していることがわかった。実際に食事管理・運動をしている人は男女ともに30%を下回った。

● 男性の育児休業取得率「2020年までに13%」政府目標(12月17日)

政府が「第3次男女共同参画基本計画」を発表し、男性の育児休業取得率を2020年までに13%とするなどの数値目標を設定したことがわかった。2009年の取得率は1.72%だった。

● 介護職員の給与が月額約1万5,000円上昇(12月21日)

厚生労働省が介護職員の処遇改善状況を発表し、職員1人当たりの月額給与が昨年6月までの1年間で平均1万5,160円増加したことが明らかとなった。一昨年10月からスタートした「介護職員処遇改善交付金」の影響によるもの。

1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]
○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

20日
○特例による源泉徴収税額の納付
<前年7月~12月分>
[郵便局または銀行]

31日
○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出[税務署]
○給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>
[市区町村]
○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分>
[労働基準監督署]
○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

モチベーションアップをはじめ、従業員の「心」の問題は現代企業においては最重要課題のひとつであるといえます。

設備等ハード面だけでなく、コミュニケーションを通じた人間関係の向上等ソフト面も、より改善していく必要があるでしょう。

そのような取組が継続できる企業こそ、優秀な人材の育成や確保ができ、業績アップにつなげることができるのではないのでしょうか。

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-5-11新宿三葉ビル7F
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

4月から中小企業にも義務化される「一般事業主行動計画」

◆中小企業による策定・届出は約1割

労働者の「ワーク・ライフ・バランス」の重要性が叫ばれている中、厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法(平成15年7月に成立・公布)に基づく「一般事業主行動計画」を策定・届出を行っている中小企業が10.9%(3,901社)であるとする調査結果を発表しました。

◆「一般事業主行動計画」とは?

この「一般事業主行動計画」は、企業が、雇用環境の整備や子育てを行っていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、(1)計画期間、(2)目標、(3)その達成のための対策と実施時期について定めるものです。

現在は従業員数301人以上の大企業にのみ策定・届出が義務付けられていますが、今年4月以降は、現在は策定・届出が努力義務とされている従業員数101人以上の企業にも策定が義務付けられることとなっています。

◆「ワーク・ライフ・バランス」に関する満足度

なお、株式会社インテリジェンスのアンケート調査(25~34歳のビジネスパーソン1,000人対象)によれば、「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と回答した人は全体の55.1%であり、年収別では「600万円以上」で62.6%だったのに対し、「300万円未満」では45.2%でした。年収の低い人ほど厳しい環境に置かれているようです。

労働者のモチベーションをアップさせるためにも、今後さらに「ワーク・ライフ・バランス」への取り組みが重要になってくるものと思われます。

「成長分野等人材育成支援事業奨励金」の創設

◆新しい助成金制度

厚生労働省から、「成長分野等人材育成支援事業奨励金」の創設が発表されました。

この助成金は、健康分野、環境分野、これに関連するものづくり分野において、期間の定めのない労働者を雇い入れ、または他の分野から配置転換した労働者を対象に職業訓練計画を作成し、Off-JTを実施した事業主に、訓練費用の助成を行うというものです。対象者1人当たり20万円

(中小企業が大学院を利用した場合には、50万円)を上限として支給されます。

◆対象となる分野

支給対象となるのは、林業、建設業、製造業、電気業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術・開発研究機関などで健康や環境分野に関する業務(建築、製品の製造・取引、技術開発など)を行っているもの、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブ等)、スポーツ・健康教授業(スイミングスクール等)、医療・福祉、廃棄物処理業、その他(エコファンド等)に該当する分野です。

◆支給対象事業主の要件

この制度では、(1)職業訓練計画を作成し認定を受けるとき、(2)職業訓練計画に基づいて訓練を実施後、支給申請するときの計2回、要件の確認が行われます。

職業訓練計画の認定を受けるときは、(1)健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること、(2)一定の要件を満たした職業訓練計画を作成していること、(3)他、雇用保険の適用事業主であることや、職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会

に選任調べを提出していることの確認があります。

また、支給申請時には、(1)受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づいて訓練を実施したこと、(2)受給資格認定申請書の提出日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用保険被保険者を事業主都合で解雇していないこと等の確認があります。

□■ 最近の動き

●企業の倒産件数が2年連続で減少(1月14日)

2010年負債総額1,000万円以上の企業の倒産件数が1万3,321件(前年比13.9%減)となり、2年連続で減少したことが東京商工リサーチの調査で明らかになった。「中小企業金融円滑化法」の効果があつたとみられる。

●「診断書なくても障害基礎年金支給」神戸地裁判決(1月13日)

医師の診断書がないことによる障害基礎年金の不支給は不当であるとして、聴覚障害者がこの決定の取消しを求めていた訴訟で、神戸地裁は、「合理的な資料があれば認定は可能」と

し、原告の請求を認容する判決を下した。

●登録型派遣事業所数が1年で12%減少(1月16日)

厚生労働省は、登録型派遣を行う事業所の数が2010年12月時点で2万2,472カ所となったと発表した。常用型派遣の事業所数は6万130カ所(同3%増加)となった。

●協会けんぽ2011年度保険料率は全国平均9.50%(2月1日)

全国健康保険協会が2011年度協会けんぽの保険料率(労使折半)を、全国平均で9.50%(前年度比0.16ポイント上昇)とすることが明らかになった。

●雇用保険の保険料率は1.2%に据置き(2月2日)

厚生労働省は、2011年度における雇用保険の保険料率(労使折半。2事業分は除く)を前年と同じ1.2%に据え置くことを明らかにした。

2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署] 15日

○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署] 28日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分> [郵便局または銀行]

○法人税の申告<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について> [税務署]

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

当事務所より一言

健康や、環境分野における人材育成に力を入れる企業に対する助成金が創設されます。

当事務所においては各種助成金の代行を承っていますが、とりわけ、近年の中小企業経営のテーマともいえる雇用問題、人材の高齢化等に対応した助成金に関するお問い合わせが多くなっています。

社会的問題や成長分野への取り組みを積極的に行い、国からの補助も有効活用しながら企業の発展につなげていくことも、重要な施策の一つと言えるでしょう。

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-5-11新宿三葉ビル7F
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

高額医療費における患者の立替払いが不要に

◆2012年度から全面スタート

厚生労働省は、高額な治療薬が増え、患者の立替えの負担が大きくなっている現状を踏まえ、「高額療養費制度」について、上限額を超える部分の患者の立替払いをなくす方針を示しました。

◆高額療養費制度とは？

高額療養費制度は、医療費で一定の金額を超えた場合に、一旦、病院の窓口で本人負担分を支払い、支給申請により、患者が加入する保険者から後から払い戻される仕組みです。

1カ月の自己負担限度額は、70歳未満で「上位所得者」(標準報酬月額53万円以上)の場合は15万円強、「一般所得者」の場合は8万円強、「低所得者」(住民税が非課税)の場合は35,400円です。

現在の制度では、原則として医療費の3割を医療機関・薬局の窓口で支払い、後から払い戻しを受けます。

◆「限度額適用認定証」の発行

制度の変更後は、費用の「立替え」と「払戻し」の手間がかからなくなります。

事前に、保険者から所得区分の記載されている「限度額適用認定証」の発行を受け、医療機関・薬局の窓口で提示すれば自己負担の上限額までの支払いで済み、超過分の医療費については、医療機関・薬局が患者に代わって保険者に請求します。

◆治療薬などが高額化の傾向

最近では、がんや難病などの治療薬が高額になる傾向があります。例えば、血液がんの一種の慢性骨髄性白血病の治療薬(グリベック)の場合は、1カ月あたりの薬代が約33万円、同種の治療薬(タシグナ)の場合は約55万円かかるそうです。

今回の制度変更は非常に有効です。2011年度から、まずは一部の医療機関・薬局で対応可能となり、2012年度からはすべての医療機関・薬局で対応できるようです。

学生が「行きたい会社」と「行きたくない会社」

◆1万人以上が回答

株式会社毎日コミュニケーションズは、2012年卒業予定の学生に対し実施した「大学生就職意識調査」の結果を発表しました。

この調査は1979年から毎年実施されているものであり、今回は、全国の大学生・大学院生10,768名が回答しています。

◆学生たちの就職に対する考え方は？

学生の就職観についての質問では、上位から、「楽しく働きたい」(32.6%)、「個人の生活と仕事を両立させたい」(21.2%)、「人のためになる仕事をしたい」(17.5%)の順でした。

逆に、「出世したい」(1.1%)、「収入さえあればよい」(1.6%)などの回答は少なくなっています。

◆どんな会社に行きたいか？

行きたい会社の規模に関する質問では、「大手企業志向」が41.4%(前年比5.6ポイント減)、「中堅・中小企業志向」が53.4%(同5.8ポイント増)となり、中堅・中小企業への就職を希望する人の割合が大幅に増えています。また、就職企業選択の際のポイントに関する質問では、「自分のやりたい仕事(職種)ができる会社」(43.9%)、「安定している会社」(22.6%)、「働きがいのある会社」(22.0%)が上位を占めました。

◆行きたくないのはどんな会社？

逆に、行きたくない会社に関する質問では、「暗い雰囲気のある会社」(44.6%)、「ノルマのきつそうな会社」(32.7%)、「仕事の内容が面白くない会社」(22.4%)、「転勤の多い会社」(19.7%)、「休日・休暇がとれない(少ない)会社」(18.0%)などです。

□■ 最近の動き

●介護サービス超過利用約8割が「家族で介護しきれず」(2月8日)

厚生労働省が介護サービスの利用状況に関する調査結果を発表した。限度額を超えた保険サービス利用者のうち、約8割が「家族では介護しきれないこと」が理由。

●所定内給与が5年連続減少(2月16日)

厚生労働省の「毎月勤労統計」で、2010年における労働者1人あたりの所定内給与(基本給・家族手当等)が月24万5,038円(前年比0.2%減)となったことがわかった。5年連続減少。

●完全失業者数3年連続増で121万人(2月22日)

総務省の2010年「労働力調査」によると、完全失業者(失業期間1年以上)の数が121万人(前年比26万人増)と3年連続で増加したことがわかった。

●「運用3号」撤回で国民年金法改正へ(3月3日)

厚生労働省は、一時的に凍結中の「運用3号」の取扱いを撤回し、国民年金法の改正により専業主婦の救済を図る方針を明らかにした。過去の保険料を2年以上遡って支払えるようにする案、未納期間をカラ期間として扱うこととする案などが浮上している。

●完全失業率は横ばいの4.9%(3月1日)

総務省によると、2011年1月の完全失業率は前月と同水準の4.9%だったことがわかった。また、厚生労働省発表の同月の有効求人倍率は0.61倍(前月比0.03ポイント上昇)となり、9カ月連続改善。

●メタボ予防・改善「国民の半数以上」目標に(3月1日)

政府は「食育推進基本計画」の改定案で、メタボリックシンドロームの予防・改善を図るために適度な運動やバランスのとれた食事を継続する国民の割合の目標値を「50%以上」(現在は33%)とする考えを示した。

3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

- 10日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 15日
 - 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
 - 個人事業税の申告 [税務署]
 - 所得税の確定申告書の提出 [税務署]
- 31日
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

当事務所より一言

学生の意識調査の結果は、今の時代を象徴しているものだと感じました。一昔前であれば、「出世したい」というような考えは比較的多かったのではないのでしょうか。

個人主義や自己実現を求める意識が浸透している時代ですが、その中でもワークライフバランスを大切にしつつ企業活動にも貢献することで、今まで以上に就業生活を充実させていきたいものです。

高額医療費の立替払い制がなくなります。新制度は是非、有効活用していただきたいと思っております。

仕事にも多大な影響を与える花粉症

◆約半数の人が花粉症

日本経済新聞が調査会社(マイボイスコム)を通じて行った「花粉症」に関する調査(20~60歳代の男女1,000人が対象)の結果によれば、花粉症に「かかったことがある」人は47%、「かかったことがない」人は53%とのことです。花粉症にかかっている人のうち、約半数の人は「10年以上前から」花粉症の症状があるとのことです。

◆花粉症への対策は?

花粉症対策を「している」と回答した人が76%、「していない」と回答した人が24%でした。対策費用としては「1,000円以上5,000円未満」の人が最多(51%)でした。

過去に行った治療・予防の対策(複数回答)については、上位から多い順に「マスクをする」(74%)、「市販の薬を使う」(57%)、「うがいをする」(54%)、「通院する」(51%)との結果でした。

ただ、30歳代男性で「何も対策をしていない」人は30%以上もいました。

◆花粉症で何が困るか?

「花粉症にかかって何が

困るか」という質問(複数回答)に対しては、以下の回答結果となりました。

- (1) 仕事に身が入らない(61%)
- (2) イライラする(43%)
- (3) 気分がふさぐ(41%)
- (4) 疲れやすくなる(33%)
- (5) 睡眠不足になる(28%)

◆企業の生産活動にも大きな影響

上記の結果から見ると、もはや「たかが花粉症」とは言えず、花粉症患者の仕事のパフォーマンスが落ちることは、企業にとっても大きな損失と言えるでしょう。

年金保険料「免除・猶予制度」の活用

◆保険料の納付率は過去最低に

2009年度における国民年金保険料の納付率が59.8%と、過去最低となりました。

◆滞納者は増加傾向に

国民年金は、すべての国民が加入することが義務付けられた年金制度であるにもかかわらず、滞納者は増加傾向にあります。これは年金制度への「不信感」や「不安感」が増したことに加え、正社員と比べ所

得の低いパートタイム労働者が増えたことも一因とされています。

また、大学生の就職内定率が改善されなければ、パート社員やアルバイトとして働く若者が増え、未納者はますます増える可能性があります。

◆将来確実に受け取るために

「所得が少なくなった」という理由で国民年金保険料を納められなくなった人には、免除や猶予の制度が設けられています。

年齢に関係なく所得の低い人が利用でき、免除額が所得基準に応じて変わる「免除制度」、そして、20歳以上の学生が利用できる「学生納付特例制度」、2005年4月に10年間の時限措置として導入された「若年者納付猶予制度」です。

これらの制度には、所得基準などが設けられているため、利用するには自分が対象となり得るかの確認が必要です。

◆書類1枚で大きな差が

免除や猶予の制度を利用する利点は2つあります。1つは障害年金や遺族年金の受給資格期間に算入されるという点です。

例えば、全額免除を受けていれば、ケガや病気で障害者になったり、死亡したりした場合でも、障害年金を本人が受け取れたり、残された配偶者や子供が遺族年金を受け取れたりします。

もう1つは、老齢年金の受給資格期間に算入されるという点です。老齢年金は国民年金に原則25年間加入していないと受給できません。未納状態が長く続いている人は将来年金を受け取れなくなりますので、免除や猶予の制度を利用して、保険料未納期間をなくす必要があります。

□■最近の動き

□■□■□■□■□■

●介護サービス利用料の支払いを猶予(3月17日)

厚生労働省は、地震により自宅の全壊など著しい財産の損害や収入の減少を被った人について、介護サービス利用料の支払いを5月分まで猶予する方針を明らかにした。

●大卒者の就職内定率が過去最低の77.4%(3月18日)

厚生労働省・文部科学省は、今春卒業予定の大学

生の就職内定率(2月1日時点)が77.4%(前年同期比2.6ポイント減)だったと発表した。調査開始の1999年度以降過去最低。

●身分証明書なくても住民票を発行(3月22日)

総務省は、震災により身分証明書(運転免許証や健康保険証など)をなくした被災者に対し、生年月日などを口頭で示すことなどにより住民票を発行する方針を決定し、各自治体に通知を行った。

●岩手、宮城、福島の労働局に労働相談が8,000件以上(3月31日)

厚生労働省は、震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島の労働局管内の労働基準監督署やハローワークに、労働相談が少なくとも8,000件以上(3月30日時点)寄せられていると発表した。内容は解雇、失業、賃金、休業手当等。

●「専業主婦年金」救済策を了承 年金回復委(3月31日)

厚生労働省の年金記録回復委員会は、「専業主婦年金」の問題に関して、「運用3号」に代わる国民年金法改正による新たな救済策に大筋で了承したことがわかった。未納期間をカラ期間として扱うこととし、特例納付を実施して過去の保険料を2年以上遡って支払えるようにする内容。

4月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

- 10日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 15日
 - 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出<4月1日現在>[市区町村]
- 30日
 - 公益法人等の道府県民税・市町村民税均等割申告・納付[都道府県・市区町村]
 - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月~3月分>[労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

国民年金の未納率はますます大きな社会問題となってきました。

私共は今までの状況については把握していましたが、6割を切った事に関してはショックがあまりにも大きいです。政府には、納付率が上がるような効率的な仕組みづくりを期待したいものです。

また、転職であればほとんど関係はありませんが、現在在籍している会社を退職した後の国民年金への切り替えは、個人が手続きをすることになります。「うっかり」して忘れていた、なんてことにならないよう注意が必要です。

4月からの社会保険関係の制度改正

◆「協会けんぽの保険料率」の改定

協会けんぽにおける保険料率が、平成23年4月給与天引き分から、全国平均で9.50%（従来は9.34%）に引き上げられています。

最も高いのは、北海道、佐賀県の「9.60%」、最も低いのは「長野県」の9.39%となっています。

関東圏の保険料率は以下の通りです。

- ・9.49%：神奈川県
- ・9.48%：東京都
- ・9.47%：栃木県、群馬県
- ・9.45%：埼玉県
- ・9.44%：茨城県、千葉県

◆「出産育児一時金制度」の見直し

出産育児一時金の支給額は、引き続き「原則42万円」となっていますが、直接支払制度を継続したうえで、小規模施設などでは「受取代理」（妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される）が制度化され、窓口での負担軽減が図られています。

◆在職老齢年金の支給停止基準額の改定

在職老齢年金の支給停止の基準額について、「47万円」が「46万円」に改定されました。

なお、支給停止の基準額は、賃金の変動などに応じて自動的に改定される仕組みとなっており、平成23年度については、平成22年の名目賃金の下落（マイナス2.0%）により、「47万円」が「46万円」に引き下げられました。

最も多い転職理由は「会社の将来性が不安」

◆3年連続で「会社の将来性が不安」が最多

株式会社インテリジェンスから、「転職理由調査（2011年上期版）」（転職希望者16,914人が回答）の結果が3月上旬に発表されました。

転職理由として「会社の将来性が不安」が3年連続で最多となりましたが、業種によって転職理由に特徴があります。

◆転職理由のトップ10

全体の転職理由トップ10は、次の通りです。

- (1) 会社の将来性が不安 (12.8%)

- (2) 他にやりたい仕事がある (11.4%)
- (3) 給与に不満がある (8.0%)
- (4) 専門知識・技術を習得したい (5.9%)
- (5) 残業が多い・休日が少ない (5.0%)
- (6) 倒産・リストラ・契約期間満了 (4.7%)
- (7) 業界の先行きが不安 (4.2%)
- (8) 幅広い経験・知識を積みたい (4.1%)
- (9) 市場価値を上げたい (2.9%)
- (10) U・Iターンしたい (2.6%)

◆割合が増えている転職理由とは？

前述の通り、トップは3年連続で「会社の将来性が不安」でしたが、前回調査に比べ1.9ポイント減少しています。

逆に、「他にやりたい仕事がある」「給与に不満がある」「残業が多い・休日が少ない」「業界の先行きが不安」と回答した人の割合は増えています。

◆業種別に見るとどうか

業種別に見てみると、「IT・通信・インターネット」では、「専門知識・技術を習得したい」が、全体の平均値を2.6ポイント上回る8.5%でした。また、「幅広い経験を積みたい」や「市場価値を上げたい」なども高い割合の回答率です。つまり、他の業種に比べて、スキルアップを志向する社員の方が多くようです。また、「メーカー」では、「U・Iターンしたい」が他業種に比べ多くありました。これは、「都心から離れた工場勤務の人が多いためではないか」と分析されています。

そして、「メディカル」では、「業界の先行きが不安」、「金融」では「顧客のためになる仕事がしたい」、「メディア」では「残業が多い・休日が少ない」と回答した割合が他業種に比べて多くなっています。

そして、「メディカル」では、「業界の先行きが不安」、「金融」では「顧客のためになる仕事がしたい」、「メディア」では「残業が多い・休日が少ない」と回答した割合が他業種に比べて多くなっています。

最近の動き

●震災で経営破綻の企業・事業者が50社に(4月28日)

東京商工リサーチは、震災の影響で経営破綻した企業・事業者が50社(4月27日時点)になったとする調査結果を発表した。破産や民事再生法の適用申請が26社、事業停止等が24社となっている。

●震災の影響による内定取消しが281人に増加(4月23日)

厚生労働省は、震災の影響で採用内定を取り消された人が281人(4月20日時点)になったと発表した。

●健康保険組合の約4割が保険料引き上げ(4月22日)

健康保険組合連合会は、健康保険組合の約4割に相当する527組合が、2011年度の保険料を引き上げるとする調査結果を発表した。組合全体での収支は約6,089億円の赤字。

●福島第1原発周辺住民の国年保険料を免除(4月22日)

厚生労働省は、福島第1原子力発電所周辺の住民について、国民年金保険料の支払いを2月分から免除する方針を明らかにした。12市町村(いわき市、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)の約8万人。

●個人事業主を「労組法上の労働者」との判断 最高裁(4月13日)

最高裁判所は、個人事業主として働く技術者(カスタマーエンジニア)と、個人として劇場と出演契約を結ぶ合唱団員が、「労働組合法上の労働者」に当たると認める判決を相次いで出した。「仕事の依頼を断れる立場になかった」、「仕事場所や時間が拘束されていた」等の実態が重視された。

●震災の影響による内定取消しが281人に増加(4月23日)

5月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]
31日
○自動車税の納付[都道府県]
○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

転職理由に「他にやりたい仕事がある」「給与に不満がある」といったことが上位に挙がっています。これらは一度採用した企業側にとっては、時によっては深刻な問題となるのではないのでしょうか。それは、企業にとって貴重な人材を逃すことにもなるからです。

雇用のミスマッチを防ぐには、採用段階において、会社の経営方針や人材育成方針をできる限り伝えることも重要なポイントの一つとなると思います。

社員の入退社が激しく採用活動を繰り返すようでは、時間と費用が膨大にかかってしまいます。どんな人材が必要なのか、どんな人に入社してほしいかを再度確認し直し、実りのある採用活動をしていきたいものです。

連絡先：〒160-0023
 東京都新宿区西新宿1-5-11新宿三葉ビル7F
 社会保険労務士事務所NKサポート
 電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
 e-mail：info@e-606.net

「ねんきんネット」で年金加入記録を確認しよう

◆2月末に運用スタート

日本年金機構では、公的年金記録を確認できるインターネットサービス「ねんきんネット」(以下、「ネット」)の運用を2月末から始めました。

従来の「ねんきん定期便」(以下、「定期便」)よりも情報が新しく、かつ情報量も多いため、わかりやすく簡単に自分の記録を確認することができます。

◆ネットの特徴

特徴は、加入開始時から直近(原則として約1カ月前)までの自分の加入記録のすべてをいつでも確認できることです。

定期便では、毎年の誕生日前に送付されるだけで、記録も2010年度分からで、35歳、45歳、58歳以外の加入者については、誕生日の直近1年間分に限定されていました。

制度ごとの加入記録や加入期間の合計についても、ネットのほうが情報は豊富です。国民年金保険料の納付状況のほか、厚生年金では勤務先名称や標準報酬月額などが月単位で表示されます。

◆ID・パスワードをすぐに取得可能

ネットは、2011年度分の定期便に記載された固有のアクセスキーを入力すれば、即時にID・パスワードを取得でき、自分の年金記録に随時アクセスできます。今年度の定期便が届いていない人であっても、インターネットを通じて登録すれば5日程度でID・パスワードを取得できるそうです。

「自律訓練法」の活用でストレス解消

◆メンタルケアの手法の一つ

ストレスが原因とされる心身の不調を改善するために効果があると言われるのが、「自律訓練法」と呼ばれる心理療法です。

職場や学校で、メンタルケアの手法の一つとして使われることも多く、1人で習得することも可能だそうです。

◆「自律訓練法」とは？

この自律訓練法は、ドイツの精神科医が開発した心身の自己調整法で、古くから日本にも紹介され、オリンピック選手のメンタルトレーニングに使われたこともあるそうです。

心療内科や精神科など

においても使われる一種の自己催眠法であり、全身をリラックスさせることができ、心身の疲れがとれられ、簡単に言えばリラクゼーション法の1つです。

◆「自律訓練法」の効果

実施による主な効果は、次の通りです。

- (1)蓄積された疲労を回復できる。
- (2)イライラせずに穏やかな気持ちになれる。
- (3)自己統制力が増して衝動的な行動が少なくなる。
- (4)仕事や勉強の効率がアップする。
- (5)身体的痛み・精神的苦痛が緩和される。
- (6)内省力がついて自己向上性が増す。

◆実施の手順

静かな落ち着けるところで行います。ゆったりした服装で、椅子やソファに深く腰掛けるか仰向けに寝て、両腕・両脚を少し開いた状態で目を閉じ、気持ちを静めるため「気持ちが落ち着いている」(基礎公式)と心の中で唱えます。

次に、腕や脚に「重み」を感じることを練習します。「第1公式」と呼ばれる言葉(右手が重たい・左手が重たい・右脚が重たい・左脚が重たい、の順)を唱え、腕や脚に「重み」を感じるこ

とを練習し、続く「第2公式」では、血液循環が良くなり手足の腕や脚に「温かさ」を感じる練習をします。

以下、「心臓が静かに規則正しく打っている」(第3公式)、「楽に呼吸をしている」(第4公式)、「おなかの温かい」(第5公式)、「額が心地よく涼しい」(第6公式)と続きます。

□■ 最近の動き

□■□■□■□■□■

●「執行役員も労災保険法上の労働者に該当」東京地裁(5月20日)

脳出血で死亡した商社の執行役員が労災保険法上の「労働者」に該当するかが争われていた訴訟で、東京地裁は「労働者に該当」と判断し、労災保険の不支給処分を取り消す判決を下した。裁判長によると「会社の指揮命令下で業務を行っており、実質的には従業員の立場だった」

●「改正雇用保険法」「求職者支援法」が可決・成立(5月13日)

賃金日額の下限額引上げなどを盛り込んだ「改正雇用保険法」(一部を除き8月1日施行)と、職業訓練中の失業者への職業訓練受講給付金の支給などを

盛り込んだ「求職者支援法」(一部を除き10月1日施行)が、参議院本会議で可決・成立した。

●第3号被保険者の追納を「直近10年」可能に(5月11日)

民主党は、第3号被保険者の不整合記録問題に関し、遡っての保険料支払可能期間を「直近10年」とし、本来より多く年金を受け取った人に対して返還を求める期間を「5年前まで」とする方針を示した。

●被災3県の失業者数が11万人超に(5月25日)

厚生労働省は、震災後の岩手・宮城・福島3県における失業者数(3月12日～5月22日)が11万1,573人になったと発表した。前年同期比2.4倍となった。

●大卒者の就職率が91.1%で過去最低タイ(5月24日)

厚生労働省・文部科学省は、今春卒業の大学生の就職率が91.1%で、過去最低(平成12年3月)と同じだったと発表した。短期大学生(女子学生のみ)は84.1%(同4.3ポイント減)、高等専門学校生(男子学生のみ)は98.5%(同1.0ポイント減)、専修学校生(専門課程)は86.1%(同1.3ポイント減)。

●職場で「セクハラを受けた」は約1割(6月1日)

連合のアンケート調査によると、職場でセクハラを受けた経験のある人は10.2%(男性:3.6%、女性:16.8%)であることがわかった。パワハラを受けた人は21.6%(男性:24.4%、女性:18.8%)。

6月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

- 10日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
 - [公共職業安定所]
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
 - [労働基準監督署]

- 30日
 - 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>
 - [郵便局または銀行]
 - 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

ねんきんネットにより、年金の加入記録が詳細に把握できるようになりました。確かに、従来の「ねんきん定期便」では物足りないところもありましたが、今後は国民の年金に対する理解がさらに深まることが期待されます。そして、財源はもちろんのこと、運用のさらなる適正化を望んでいきたいところです。

連絡先：〒160-0023
 東京都新宿区西新宿1-5-11新宿三葉ビル7F
 社会保険労務士事務所NKサポート
 電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
 e-mail：info@e-606.net

自転車を楽しみながら メタボを改善

◆中高年のメタボ対策として

中高年になるとおなかポッコリと出てきて、「メタボリック症候群」と診断される人も増えてきます。ダイエットはなかなか難しいものですが、体にあまり負担をかけずに楽しみながら減量できる方法として注目を集めているのが「自転車」です。

メタボ改善やストレス解消に繋がる自転車ですが、通勤で利用する場合には事故のリスクも高いため、注意が必要です。

◆体重・腹囲が減少、血圧にも好影響

大阪にある「自転車博物館サイクルセンター」が行ったモニタリング調査では、心拍数を測るサイクルメーターという小型計測器を自転車に装着し、参加者は内臓脂肪を効率よく燃焼させる有酸素運動の心拍数をモニタリングしながら走り、体重・腹囲・走行距離・走行時間・食事内容を記録しました。

各自週3日以上、1日合計30分以上を目標に走ったところ、3カ月後には全員の体重が減少し、腹囲は9人中8人が減少し、

血圧にも改善が見られました。

◆1kg痩せるには...

では、体重を1kg落とすには、どの程度自転車に乗ればよいのでしょうか。1kgの脂肪を燃焼させるのに必要な消費カロリーは7,200キロカロリーだそうです。体重70kgの人が時速15kmで1時間走ったときの消費カロリーは350キロカロリーとなるため、通勤で1日15km往復していれば、10日程度で体重が1kg減る計算になります。

◆自転車通勤にはルールが必要

自転車通勤は、風を切って走る爽快感から、長く続けられるメリットがあります。しかし、公共交通機関を使うよりも事故のリスクが高まるため、会社としては一定のルール作りが必要です。

会社としては、自転車通勤を許可制として、対人・対物の賠償保険加入を義務付けるなどの対策をとり、また、乗る側の社員も、十分に安全点検を行ったうえで交通ルールを守り、安全運転を心掛ける必要があります。

□■ 最近の動き

□■□■□■□■□

●震災に伴い遺族年金「死亡の推定」を簡素化(6月8日)

厚生労働省は、東日本大震災で行方不明となった人の家族から遺族年金の請求があった場合における「死亡の推定」を簡素化することを決定した。事業主などの第三者が行方不明であることを書面により証明した場合は「死亡」と推定するもの。

●若年者の失業率が上昇傾向に(6月7日)

政府は2011年版の「子ども・若者白書」を決定し、失業率が15～19歳で9.8%(前年比0.2ポイント増)、20～24歳で9.1%(同0.1ポイント増)、25～29歳で7.1%(同横ばい)であることがわかった。

●弁護士の平均所得が減少(6月16日)

日本弁護士連合会が10年ごとに実施している「弁護士業務の経済基盤に関する実態調査」(2010年実施。1,795人が回答)の結果を公表し、弁護士の平均所得(全国平均)が1,471万円であることがわ

かった。10年前と比較すると、230万円減少している。

●精神疾患による労災認定が過去最多(6月14日)

厚生労働省が平成22年度の「脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況」を発表し、うつ病などの精神疾患が原因で労災認定を受けた人が308人(前年度比74人増)となり、過去最高を更新したことがわかった。

●「年収300万円」を境に既婚率に差(6月17日)

政府が平成23年版「子ども・子育て白書」を決定し、20～30代の男性のうち既婚者の割合は、「年収300万円以上」では25～40%であるのに対し、「年収300万円未満」では8～10%であることがわかった。

●退職理由 男性は「人間関係」、女性は「結婚」が最多(6月17日)

連合が今年4～5月に実施した「男女平等月間実態調査」の結果を発表し、仕事をやめたきっかけについて、男性では「職場の人間関係」(28.3%)、女性では「結婚」(32.3%)が最多であることがわかった。

●民間企業保有の預金・現金過去最高に(6月17日)

日本銀行が1～3月期の「資金循環統計」を発表し、民間企業が保有する現金・預金の合計額(3月末時点)が221兆円1,236億円(前年同月比7.1%増)となり、過去最高となったことがわかった。震災後、不測の事態に備える企業が増えたためとみられる。

●セクハラによる労災認定基準変更で認定を迅速化(6月24日)

厚生労働省の「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」は、セクシュアルハラスメント(セクハラ)により発症した精神障害にかかる労災の認定基準に関する報告書をまとめ、被害事実を確認した時点で労災と認めるなど、基準を緩和して認定を迅速化する方針を明らかにした。年内に指針を作成し、全国の労働局に通知する考え。

7月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日
 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
 ○特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>[郵便局または銀行]
 ○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

11日
 ○労働保険の概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書の提出期限[都道府県労働局または労働基準監督署]<6月1日～7月11日>

○健保・厚年被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限<7月1日～11日>[年金事務所または健保組合]

15日
 ○所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
 ○身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

31日
 ○所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
 ○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月～6月分>[労働基準監督署]
 ○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

自転車通勤をする人が増えてきています。体にもいいエコにもつながるので、可能な限り推奨していきたいものです。一番気になる事は体重の変化ではないでしょうか。本文のような数字をみるとわかりやすいですし、実行に移す良いきっかけにもなりますね。

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-5-11新宿三葉ビル7F
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

む方針を明らかにした。うつ病や認知症などの患者が増えているため、病院や診療所の整備、訪問診療の充実などを図っていく考え。

●高額療養費の月額上限引下げを検討(7月13日)

厚生労働省は、高額療養費の自己負担の月額上限を引き下げる検討に入った。所得を問わず治療が10カ月以上の長期に及ぶ場合の軽減などを実施する見込み。健康保険法などの改正案を2012年の通常国会に提出し、2015年度の実施を目指すとしている。

●災害時の行動計画「ない」会社が77%(7月20日)

東京商工会議所は、東京都内在勤者を対象にした震災に関するアンケート結果をまとめ、会社に災害時の適切な行動計画があったかとの質問に「なかった」「計画自体知らなかった」「あったが機能しなかった」と回答した人が合わせて77%に上ったことがわかった。

●被災者雇用の中小企業に職業訓練費を支給(7月25日)

厚生労働省は、「成長分野等人材育成支援事業」を拡充し、東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業がその労働者に職業訓練を行った

場合、業種を問わず訓練費を助成すると発表した。「Off-JT」だけでなく「OJT」も助成対象とする。

8月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日
○個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
○健康保険・厚生年金保険料の納付 [郵便局または銀行]
○日雇健康保険印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

当事務所より一言

体内時計というの、ここまで研究されているのを見るとその仕組みが納得できるような気がします。食事や睡眠のバランスを充実させることが大切なようです。是非実践されてみてはいかがでしょうか。

サマータイム制と体内時計の関係

◆サマータイム制の導入が増加

始業と終業時刻を1~2時間前倒しするなどの日本版サマータイム制を導入する企業や自治体が、関東地方を中心に増えています。

節電対策が目的ですが、生活のリズムが崩れ健康へ悪影響が出ないかと心配する声も上がっています。

◆体内時計には2種類ある

人は生まれながらにして備わる「体内時計」を持っています。この体内時計により、人は夜眠くなり、朝目覚めるというリズムを生み出します。

体内時計には2種類あり、1つは脳の神経にある「主時計」、もう1つは全身の細胞にある「末梢時計」です。この正体は酵素やホルモンなどのたんぱく質の生成を調節する遺伝子で、一定の周期で活動して体内の代謝などを停滞せずに進めています。

主時計の周期は約25時間と、人が生活する1日より長いので、自然のままでは後ろにずれていきます。このため、遅く寝るのは簡単ですが、早く寝るのが難

しくなります。主時計は光に反応して早まる性質を持っているため、早く起きる習慣をつけるなら起床後すぐに太陽光を浴びることが効果的のようです。

◆食事の量と時間で調整

末梢時計の調整には、食事の量と時間が重要です。専門家によれば、人は9~11時間空けた後の食事によって末梢時計がリセットされるため、主時計と同調する可能性が高いと予測されます。

このため、夕食を遅くとした場合は朝食までの時間が短くなり、遺伝子の活動がリセットされにくくなります。また、朝食の献立も重要で、米やパンのほかたんぱく質も十分にとり、夕食はむしろ軽めにした方が、末梢時計の調整には効果的とされます。

中小企業の育休取得促進に向けて

◆中小企業で育休取得は難しい?

育児休業の取得は大企業ではかなり浸透してきたものの、中小企業の中には「そんな余裕はない」という経営者も少なくありません。

育休取得には職場環境の整備等、いろいろと高いハードルがありますが、取り組みを進めている中小企業もあります。

◆職場環境が大きく影響

各都道府県の労働局雇用均等室に寄せられる育児休業に関する相談は、2010年度の法改正で倍増したそうです。労働者からの相談で多いのが「育休取得による不利益な扱い」で、次いで「取得が認められない」です。

育児休業を取って復帰しようと思えるか否かは、職場環境が大きいと言えます。従業員の「残業が多いと育休を取りにくく復帰しにくい」という声を反映し、残業は事前に「会社からの指示」「自らの判断」などと申請して許可を得る仕組みを導入したことで、取得率が30%以上になった会社もあるそうです。

また、子育て支援を図る「時差出勤」や「短時間勤務」などの柔軟な働き方は、中小企業のほうが臨機応変に導入できる利点もあります。

◆国も助成金を拡充して支援

近年、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を実現する環境作りを中小

企業に求める動きが強まっています。

国でも中小企業の支援に力を入れており、社員100人以下の企業を対象として育休取得者1人目に70万円を支給する「中小企業子育て支援助成金」の予算は、2011年度は前年度比約13%増の36億円に増額されています。

中小企業での育休取得促進には、業務の見直しと働き方の改革がカギとなるのではないのでしょうか。

□■ 最近の動き

□■□■□■□■□■

●完全失業率が4.5%に改善(7月1日)

総務省が5月の完全失業率を発表し、4.5%(前月比0.2ポイント改善)と発表した。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.61倍で、前月から横ばいだった。

●「4大疾病」に精神疾患を追加して「5大疾病」に(7月7日)

厚生労働省は、これまで「4大疾病」として位置付けてきたがん、脳卒中、心臓病、糖尿病に新たに精神疾患を加えて「5大疾病」とし、重点的に対策に取り組

「昼寝」の効果的活用で仕事能率アップ

◆睡眠時間の短い「働く日本人」

一般的に、「働く日本人は睡眠時間が短い」と言われています。

以前に味の素株式会社が行った、世界5都市におけるビジネスパーソン「睡眠時間」の長さに関する調査では、次のような結果となっています。

- (1)上海7時間28分
- (2)ストックホルム7時間8分
- (3)パリ6時間55分
- (4)ニューヨーク6時間35分
- (5)東京...5時間59分

◆15分～20分程度の昼寝が有効

最近では多くの企業で「サマータイム制」が導入されるなど、睡眠時間の短さに拍車がかかる状況の中、「昼寝」の効果が見直されています。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所が行った調査では、工場勤務者やエンジニアを対象に、昼休みに昼寝(15分間)をした週としなかった週を比較したところ、昼寝をした週は午後の眠気をあまり感じずその差は週の後半ほど広がったそうです。

同研究所では、時間帯は「午後2時ごろ」、長さは「15～20分程度」(高齢者の場合は30分程度)が最も効果的だと分析しています。

もっとも、午後2時頃に昼寝を取れるような会社は少ないでしょうから、その場合は昼休みを利用して問題ないそうです。

◆効果的な活用を

適度な仮眠には、頭をスッキリとさせる効果があるそうです。暑い夏を乗り切り、仕事の効率を高めるためにも、社員の方にも「昼寝」をお勧めしてみたいかがでしょうか。

ただし、30分以上の仮眠によって深い眠りに入ってしまう、逆に疲労感が残ることもあるそうですので、ご注意ください。

節電対策を契機に自己学習する人が増加

◆増加する「学び族」

節電対策で勤務時間を繰り上げたり、夏休みを長くしたりする企業が多い中、空いた時間を使って自己学習を行う「学び族」が増えているそうです。

震災をきっかけに自分のキャリアを見つめ直す人も多く、働くことへの意識の変化が背景にあるようです。

◆仕事にやりがいを持ちたい！

「勤務時間繰上げ」や「残業禁止」を命じられた働く人が、終業後の時間を習い事や自己研鑽に充てる姿が目につくようになっていきます。

習い事の情報誌が、「サマータイム制」などを導入した企業で働く男女(約4,000人)に調査したところ、独学も含めて何かを学び始めた人が18%に達しています。

これまでは「目の前の仕事で一杯」と思っていた人も、「仕事にもっとやりがいを持てるようになりたい」と感じるケースもあるようで、夏休みに短期留学を計画する人もいます。

◆震災をきっかけに仕事を見直し

コンサルティング会社が全国の18～65歳の会社員(約1,000人)に「仕事の目標」を聞いたところ、「社会に貢献する仕事をしたい」と回答した人の割合が、震災前に比べてかなり増えたそうです。また、震災前に比べて「仕事のやる気が上がった」という人も約4割に上っています。

専門家は「震災後の支援の様子を見て、特定のスキルを持つ人の価値を実感した人が多く、特に若い人

の間で知識を磨こうという意欲が高まっている」と指摘しています。

◆時間を視覚化することが秘訣

空いた時間を有効活用するには、「他人との約束だけでなく、自分1人で行う勉強や遊びの予定も含めて手帳に書き込み、時間を視覚化すること」が有効だそうです。

時間と自分の行動を結び付けて考える習慣がつくため、空き時間が明確になり、結果として勉強の計画も立てやすくなるということです。

□■ 最近の動き

□■□■□■□■□

●国年保険料の追納期間を「2年」から「10年」に延長(8月4日)

国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間を、現行の「2年間」から「10年間」に延長する国民年金法改正案が可決・成立した。追納期間延長は3年間の時限措置。その他、加入上限年齢を60歳から65歳に引き上げ、従業員個人の掛金拠出を可能とする確定拠出年金法改正案も成立した。

●新卒学生の内定取消し全国で556人(8月5日)

厚生労働省は、今春内定を取り消された新卒学生が7月末時点で556人(高校生312人、大学・専門学校生244人)になったと発表した。その内、震災を理由に内定を取り消された人は427人。また、震災を理由に自宅待機や入社日の延期を求められた人が2,472人いた事もわかった。

●厚生年金保険料の滞納事業所数が過去最高を更新(8月13日)

厚生労働省は、2010年度に厚生年金保険料を滞納した事業者数が16万2,461に上り、過去最高を更新したと発表した。日本年金機構では、滞納事業所に対して電話や訪問での収納対策を強化していく方針。

●介護施設の5割以上が「職員不足」(8月24日)

財団法人介護労働安定センターが2010年度の「介護労働実態調査」を発表し、「職員が不足している」と回答した介護事業所が50.3%(前年度比3.5ポイント増)に上がることがわかった。1年間に辞めた職員の割合を示す離職率は17.8%(同0.8ポイント増)で、3年ぶりに悪化した。

●「非正社員」の割合が過去最高38.7%(8月30日)

厚生労働省が2010年の

「就業形態の多様化に関する総合実態調査」を発表し、民間企業で働く「非正社員」の割合が38.7%(2007年の調査より0.9p増)と過去最高となったことがわかった。内訳はパート22.9%(同0.4p増)、契約社員3.5%(同0.7p増)、派遣社員3.0%(同1.7p減)、嘱託社員2.4%(同0.6p増)など。

9月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

- 10日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 30日
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

当事務所より一言

震災により、企業や個人等様々な立場において、本来のあり方を見直したり、新たな行動を起こす流れが強くなっているようです。「このままでいいのか」という思考を持っている方も多そうですし、実際に行動に移している方も多いと思います。企業だけでなく、個人単位での活動においても良い方向につなげていただきたいと思います。

平成23年10月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

メンタルヘルス対策強化の動き

◆増加する職場でのストレス

厳しい労働環境で仕事のストレスが増え、精神疾患を抱える社員の対策が急務になっています。

昨年、独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が企業にメンタルヘルスに問題がある社員を抱えているかを調べたところ、57%が「いる」と答え、業種別では「医療・福祉」(77%)と「情報通信業」(73%)が全体の平均を大きく上回りました。

◆企業の様々な取り組み

通信大手の企業では、産業カウンセラーなどの資格を有する一般社員が悩みを聞く独自の「サポーター制度」を導入しました。

社員からすれば産業医や専門カウンセラーは敷居が高く、気軽に相談しづらいこともあります。このサポーターであれば敷居も低く、いわば“第二の上司”として社員のメンタル面での面倒をみます。結果として、社員数は増えても退職者数はほぼ横ばいにとどまっているそうです。

最もストレス度が高いとされる医療・福祉業界のある大手企業でも、今年から外部委託のメンタルヘルスサービスの内容を切り替え、約9,000人の社員は無制限で電話でカウンセラーに相談できるようにしたそうです。

◆法改正の動向

厚生労働省は現在、ストレスを抱える社員に対する面接指導などを義務付けるように法制化を準備しているようです。

定期健康診断の際に「ひどく疲れた」「憂鬱だ」といった簡易なストレス症状の判断テストを全社員に実施し、かなりのストレスを抱えている状態であれば健康診断を行った医師が社員に知らせ、社員は事業者から医師の面接指導を希望します。

これは従来、長時間労働者のみがストレス診断の対象だったものを、すべての労働者に広げるもので、早ければ今秋の国会に関連法案を提出するようです。

◆職場前提の課題を取り除く必要

こういった面接指導などの取組みと合わせ、企業がメンタルヘルスの問題を未然に防ぐためには「働き過ぎ」「コミュニケーション不足」など、職場全体の課題を取り除く必要があるのではないのでしょうか。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□

●メンタルヘルス不調者がいる事業所が大幅増加(9月1日)

厚生労働省が「平成22年労働安全衛生基本調査」(従業員10名以上の全国8,742事業所とそこに勤務する労働者1万1,557人が回答)の結果を発表し、「メンタルヘルスの問題で連続1カ月以上休んだ労働者がいる事業所」は5.9%となり、前回調査(5年前)の2.6%から大幅に増えたことがわかった。

●新卒正社員募集に「既卒者も応募可能」な企業は27%(9月3日)

厚生労働省が8月の「労働経済動向調査」の結果を発表し、新卒正社員の募集に「既卒者も応募可能」としている企業が27%であることがわかった。正社員の応募がなかった企業は26%、既卒者が応募できなかった企業は19%だった。

●最低賃金の全国平均が7円増で737円に(9月13日)

厚生労働省は、2011年度の最低賃金に関して各都道府県の審議会が出した答申状況を発表し、全国平均(時給)が737円(前年度比7円増)となったことがわかった。新しい最低賃金は9月末から順次適用される。

●65歳以上人口が過去最高の2,980万人に(9月17日)

総務省が高齢者人口の推移結果(9月15日現在)を発表し、65歳以上の人口が2,980万人(前年比24万人増)となり、過去最高を更新したことがわかった。総人口(1億2,788万人)に占める割合は23.3%(同0.2ポイント増)で、

こちらも過去最高となった。男女別では、男性が1,273万人(同9万人増)、女性が1,707万人(同15万人増)だった。

●新卒採用人数「増やす」企業が31.5%(9月29日)

日本経団連は、新卒採用に関するアンケート調査(545社が回答)の結果を発表し、2012年春の新卒採用について「増やす」と回答した企業は31.5%、「減らす」と回答した企業は19.2%だったことがわかった。47.0%の企業が「変わらない」と答えた。

●新規就農者に年間150万円の給付金支給(9月28日)

農林水産省が2012年度予算の概算要求に盛り込む政策の内容が判明し、新規就農促進策として、原則45歳未満の新規就農者に年間150万円(最長7年間)の給付金を支給する制度を創設することが明らかになった。

10月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

31日

○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分>
[郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出
<休業4日未満、7月~9月分> [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

当事務所より一言

メンタルヘルスへの意識が高まっています。分母の大きい大企業を中心に対策が広まっていますが、中小企業にとっても従業員のメンタル不調は死活問題であるといえるでしょう。最悪の場合、優秀な人材の雇用を維持できなくなることも考えられます。

対策できるほど余裕のない企業であっても、管轄の行政等に相談する等により少しでも未然防止への取組みを進めていただきたいと思います。

平成23年11月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

異業種から「デイサービス」事業への参入

◆本業でのノウハウを活用

高齢者に食事や入浴を日帰りで提供する「デイサービス」に、異業種の中小企業が相次いで参入しています。有料老人ホームなどの介護施設と比較して初期投資が少なく、人員配置の基準も比較的緩いというのが、その理由のようです。

本業で培ったノウハウをデイサービスでも活用することで独自色を出し、大手業者に対抗しようとしています。

◆非常に高い伸び率

厚生労働省の発表によれば、2011年度に介護サービス市場は約8.3兆円に達する見通しで、この数字は介護保険制度が始まった2000年度の2.3倍に相当します。サービス内容は「老人ホーム」や「訪問介護」など多岐にわたりますが、自宅暮らしの高齢者向けでは「デイサービス」の伸び率が高く、「訪問介護」の2009年度における市場規模は2006年度に比べ2.6%増にとどまったのに対し、「デイサービス」は33%増となっています。

◆中小企業が続々参入

市場拡大要因の1つが「中小企業の参入」です。デイサービスの場合は初期投資が1,000万円程度で済み、また、1カ所でまとめてサービスを提供するため、訪問介護に比べて収益性が高くなっています。

食事・入浴・レクリエーションなどを提供するというデイサービスの一般的なサービス内容や開設までのプロセスを標準化することで、出店コストや運営費を抑制し、フランチャイズチェーン展開する事業者も出てきているようです。

◆独自のサービス提供も

しかし、供給過多となった都市部では、参入はしたものの閉鎖するケースも出始めています。そこで、独自サービスとして今注目されているのが、食品の宅配や家事代行などです。介護報酬の引上げが見込まれにくい中、低価格で受けられるサービスを利用者に提供することで、収益の安定や新規顧客の獲得につなげたいと考えているようです。

社員が行う「副業」をどう考える？

◆問題点の多い「副業」

リーマンショック以降の景気低迷によって残業時間が少なくなり、給与の手取りが減少した分を補うために、数年前から「副業」を行う人が増えていました。

しかし、社員が本業の仕事とは別に副業を行う場合には、「通算して長時間労働になり本業に支障をきたす可能性がある」、「副業先で労災が起こった場合に対処するか」など、様々なリスクがあります。

◆会社として認めるか否かを適切に判断

合理的な理由がある場合には、会社として社員の副業を認めない(副業禁止)とすることも可能ですが、認める場合の選択肢としては、(1)許可制とする、(2)届出制とする、(3)完全解禁とする、ことなどが考えられます。

上記のいずれを選択するにしても、就業規則などを整備して、副業を認める場合の基準(ルール)を明確にしておく必要があるでしょう。

◆副業を認める場合に注意すべきこと

仮に社員の副業を認める場合には、リスク管理の観点から、「本業に支障が生じてしまうほど長時間労働となるような副業は認めない」ことや、「自社の業務内容と競合するライバル会社での副業は認めない」ことなどが必要です。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□

●高額療養費の自己負担を軽減へ 厚労省見直し案(10月13日)

厚生労働省は、高額療養費制度に関して、自己負担限度額を引き下げる見直し案を発表した。従来の月額上限に加えて年額上限も設定する考えで、70歳未満の場合、年収「約800万円以上」で年額99万6,000円、「約300万円～800万円程度」で同50万1,000円などとなっている。2015年度までの実施を目指すとしている。

●年金支給開始年齢「68歳以上」への引上げ案 厚労省(10月12日)

厚生労働省は、年金の支給開始年齢を「68歳以上」に引き上げる案を社会保障審議会(年金部会)に示した。政府の「税と社会保障の一体改革」の内容に沿ったもの。

●「時間単位年休制度」導入企業は7.3%(10月21日)

厚生労働省が「就労条件総合調査」(従業員30人以上の4,296社が回答)の結果を発表し、昨年4月から施行された「時間単位年休制度」を導入した企業は7.3%(今年1月1日時点)にとどまることが明らかになった。

●産休中の社員も厚年保険料免除 厚労省検討(10月26日)

厚生労働省は、厚生年金保険料の免除制度の適用について、育児休業中だけでなく産前・産後休業中の女性社員にも拡大する見直し案を明らかにした。来年の通常国会に関連法案の提出を目指すとしている。

●完全失業率が4.1%に改善(10月28日)

総務省が9月の完全失業率を発表し、4.1%(前月比0.2ポイント改善)となったことがわかった。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.67倍(同0.01ポイント上昇)と4カ月連続で改善した。

11月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

15日

○所得税の予定納税額の減額承認申請の提出
[税務署]

30日

○所得税の予定納税額の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

介護事業への異業種からの参入が注目されています。参入にあたっては、事業拡大だけでなく、そこに従事する労働者のモチベーション維持も大切にしていきたいところです。

平成23年12月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

地域での子育て支援に積極的な高齢男性が増加

◆定年後の活動として

近頃、「イクメン」と呼ばれる育児に熱心な父親が注目される中、地域の子育て支援に積極的な高齢男性も増えているようです。

◆育児支援の会員組織が増加

これらの高齢男性は「イクジイ」などとも呼ばれ、子育て中の親の支援や孫世代の育成に力を注いでおり、保育園の迎えや子どもの一時預かりなどを頼みたい親と、これらを支援したい人を結ぶ会員組織も増えています。

会員は、会員組織から依頼があれば、時間の許す限り育児支援に関わっていきます。残業などで帰りが遅くなる親に代わって、保育園や学童保育施設に子どもを迎えに行き、親が引取りに来るまで自宅で預かったり、塾や習い事の場所まで送り届けたりしているそうです。

◆講座や講演会も実施

上記のような事業を支援する東京の財団法人によると、2010年度の男性会員は3,535人で、2005年度に比べ約1,900人増えているそうです。提供会員に占める男性の比率は3.0%から4.2%に上がっています。

◆シニア世代の87%が「支援に意欲」

調査会社が実施した「子育てをめぐる世代間関係調査」の中で、地域の子育て支援への参加意向を50~70代の男女780人に尋ねたところ、87%は何らかの支援意思があると回答したそうです。

ただし、希望する誰もが「イクジイ」になれるわけではありません。活動に根気が必要であり、子どもが好きでないと務まりません。自分が向いているのかを確かめたいと、徐々に活動範囲を広げていくことが必要なようです。

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性(55歳)が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や

慰謝料(900万円)の支払いなどを東京地裁に求めています。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料(150万円)の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1年ごとの再任用の繰り返しにより約21年間勤務していたそうです。(11月9日判決)

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性(当時56歳)が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めています。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週5回程度の接待(会社が費用を負担)に参加していたそうです。(10月26日判決)

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設2店舗で働いていたアルバイトの男女(11人)が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

今回申立てを行った計11人のほか、同社から解雇された約100人が同様の申立てを検討しているとのことです。アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□

●大卒者の初任給は20万2,000円(11月16日)

厚生労働省が「賃金基本統計調査」の結果を発表し、今春入社した大卒者の初任給が平均20万2,000円(前年比2.3%増)だったことがわかった。2001年の調査開始以降、20万円を超えたのは初めて。

●年金支給額「特例水準」解消で減額へ(11月24日)

小宮山厚生労働大臣は、国民年金・厚生年金の支給額について、2012年度から段階的に引き下げる方針を示した。1999~2001年の物価下落時に支給額を引き下げない「特例水準」を本来の水準に戻すもの。

●賃金減額実施企業が15.2%に減少(12月1日)

厚生労働省は、今年1~12月に賃金カットを実施または予定している企業が15.2%(前年比7.8ポイント減)だったと発表した。2年連続の減少。ベア・定昇などで賃金を引き上げた企業は73.8%(同0.3ポイント減)だった。調査は従業員100人以上の企業3,163社を対象に実施し、54.7%が回答した。なお、震災で大きな被害を受けた地域の企業は対象外だった。

12月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分>
[郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

○年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(税務署)]

○給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出[給与の支払者(税務署)]

当事務所より一言

「イクメン」の次は「イクジイ」だそうです。どんな仕事、支援でも、その人自身がやりがいや満足感を得られるかどうか大切です。

職業生活を充実して過ごす事で、その人の自己成長にもつながっていくのではないのでしょうか。